

監査基準報告書 580「経営者確認書」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 580</p> <p style="text-align: center;">経営者確認書</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2012年6月15日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2020年3月17日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 改正 2021年12月7日 改正 2022年10月13日 改正 2024年2月8日 最終改正 2024年9月26日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第28号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p> <p>《7. 監査役等とのコミュニケーション》(第9項、第10項及び第12項参照)</p> <p>A18. 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」は、監査人が経営者に要請した経営者確認書の草案について、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役</p>	<p>監査基準報告書 580</p> <p style="text-align: center;">経営者確認書</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2012年6月15日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2020年3月17日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 改正 2021年12月7日 改正 2022年10月13日 最終改正 2024年2月8日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第28号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p> <p>《7. 監査役等とのコミュニケーション》(第9項、第10項及び第12項参照)</p> <p>A18. 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」は、監査人が経営者に要請した経営者確認書の草案について、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役</p>

新	旧
<p>等」という。)とコミュニケーションを行うことを監査人に要求している(監基報260第16項(4)参照)。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>等」という。)とコミュニケーションを行うことを監査人に要求している(監基報260第14項(4)参照)。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) ・ 本報告書(2024年2月8日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正) ・ 本報告書(2024年9月26日)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」(2024年3月27日公表) <li style="padding-left: 40px;">(修正箇所:付録2) － 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」(2024年9月26日改正) <li style="padding-left: 40px;">(上記以外の修正箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) ・ 本報告書(2024年2月8日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正)
(省 略)	(省 略)
<p>《付録1 経営者確認書に関する要求事項を含む他の監査基準報告書の一覧》(第2項参照)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《付録2 経営者確認書の記載例》(第14項参照)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>3. 金融商品取引法に基づく中間監査の経営者確認書(中間連結財務諸表)の記載例</p>	<p>《付録1 経営者確認書に関する要求事項を含む他の監査基準報告書の一覧》(第2項参照)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《付録2 経営者確認書の記載例》(第14項参照)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>3. 金融商品取引法に基づく中間監査の経営者確認書(中間連結財務諸表)の記載例</p>
<p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿(注1)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 (署名) (若しくは記名押印又は電子署名)</p>	<p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿(注1)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 (署名) (若しくは記名押印又は電子署名)</p>

新	旧
<p style="text-align: right;">財務・経理担当取締役（署名） （若しくは記名押印又は電子署名）</p> <p>本確認書は、当社の半期報告書に含まれる×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の中間会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間財務諸表及び同期間の連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、有用な情報を表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注2）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>中間財務諸表等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 私たちは、×年×月×日付けの（×年×月期に係る）監査契約書に記載されたとおり、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則等」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して中間財務諸表等を作成する責任（継続企業的前提に基づき中間財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。）を果たしました。中間財務諸表等は、財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しております。 2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表等を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。 3. 会計上の見積りについて適用される財務報告の枠組みに照らして合理的な認識、測定及び注記を達成するために、使用した見積手法、データ及び重要な仮定並びに関連する注記事項は適切であると判断しております。 4. 関連当事者との関係及び取引は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して適切に処理しております。（注3） 5. 中間決算日後本確認書の日付までに発生した中間財務諸表等に重要な影響を及ぼす事象は、全て計上又は注記されております。（注3） 6. 中間財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等は全て、財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して適切に処理又は注記されております。（注3） 7. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても中間財務諸表等全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。（注3）（注5） 	<p style="text-align: right;">財務・経理担当取締役（署名） （若しくは記名押印又は電子署名）</p> <p>本確認書は、当社の半期報告書に含まれる×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の中間会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間財務諸表及び同期間の連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、有用な情報を表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注2）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>中間財務諸表等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 私たちは、×年×月×日付けの（×年×月期に係る）監査契約書に記載されたとおり、<u>中間財務諸表等</u>の用語、様式及び作成方法に関する規則及び<u>中間連結財務諸表</u>の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「<u>中間財務諸表等規則等</u>」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して中間財務諸表等を作成する責任（継続企業的前提に基づき中間財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。）を果たしました。中間財務諸表等は、<u>中間財務諸表等規則等</u>及び我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しております。 2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表等を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。 3. 会計上の見積りについて適用される財務報告の枠組みに照らして合理的な認識、測定及び注記を達成するために、使用した見積手法、データ及び重要な仮定並びに関連する注記事項は適切であると判断しております。 4. 関連当事者との関係及び取引は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して適切に処理しております。（注3） 5. 中間決算日後本確認書の日付までに発生した中間財務諸表等に重要な影響を及ぼす事象は、全て計上又は注記されております。（注3） 6. 中間財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等は全て、<u>中間財務諸表等規則等</u>及び我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して適切に処理又は注記されております。（注3） 7. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても中間財務諸表等全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。（注3）（注5）

新	旧
<p>8. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（本報告書のA9項及び本付録の4. その他追加項目の確認事項参照）</p> <p>提供する情報</p> <p style="text-align: right;">(省 略) 以 上</p>	<p>8. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（本報告書のA9項及び本付録の4. その他追加項目の確認事項参照）</p> <p>提供する情報</p> <p style="text-align: right;">(省 略) 以 上</p>
<p style="text-align: right;">(省 略) 以 上</p>	<p style="text-align: right;">(省 略) 以 上</p>
	<p style="text-align: right;">以 上</p>